

いじめ防止基本方針（案）

徳島県立徳島科学技術高等学校（定時制課程）

1 いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法が、平成25年6月28日に成立、同年9月28日に施行され、同年10月11日には同法に基づく国の「いじめ防止対策基本方針」が策定されました。平成26年3月には「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、本校定時制においても、法律や国の方針をふまえ、いじめの問題への取り組みの一層の強化を図るために「いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校定時制の生徒指導・教育支援体制は、HR担任を中心として、管理職・生徒課・教育支援課・人権教育課・各課、コース等が連携して行われてきました。また、全教職員が巡視当番に当たり生徒とのきめ細やかな関係づくりに取り組んできています。この対応は、単に「いじめ」の未然予防・早期発見・早期の対応のためだけに限定したものではなく、人権教育や授業改善、生徒の規範意識やコミュニケーション能力の育成の取り組み等、種々の教育と併せて総合的に行われてきた体制です。その結果、ここ数年はいじめと認知された事例は発生せず、また僅少な事例でも早期の段階で、解決することができています。

しかしながら近年において、インターネット上でのトラブル等、教職員が確認しづらい、表出しない事例がかなり水面下で発生していることも考えられます。また、教育支援や保健指導分野においても心の悩みや心身の異常を抱えている生徒も増えてきています。さらに、校外の人間関係が複雑に絡む等、その解決が困難であるケースも増えてきています。このような現状をふまえ、本校定時制においても「いじめ防止基本方針」の策定を機に一層、組織的、継続的、連続的指導体制を構築し、生徒指導・教育支援体制の強化を図るためいじめ防止基本方針を策定しました。

2 いじめの定義

本基本方針における「いじめ」については、いじめ防止対策推進法第2条をふまえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めなければならないことが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることをふまえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

【参考例】

- * 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- * 仲間はずれ、集団による無視をされる
- * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- * 金品をたかられる
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- * パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌ことをされる

など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報等の連携を行う。

3 いじめ防止に関する本校定時制の基本的な考え方

(1)いじめの問題への認識

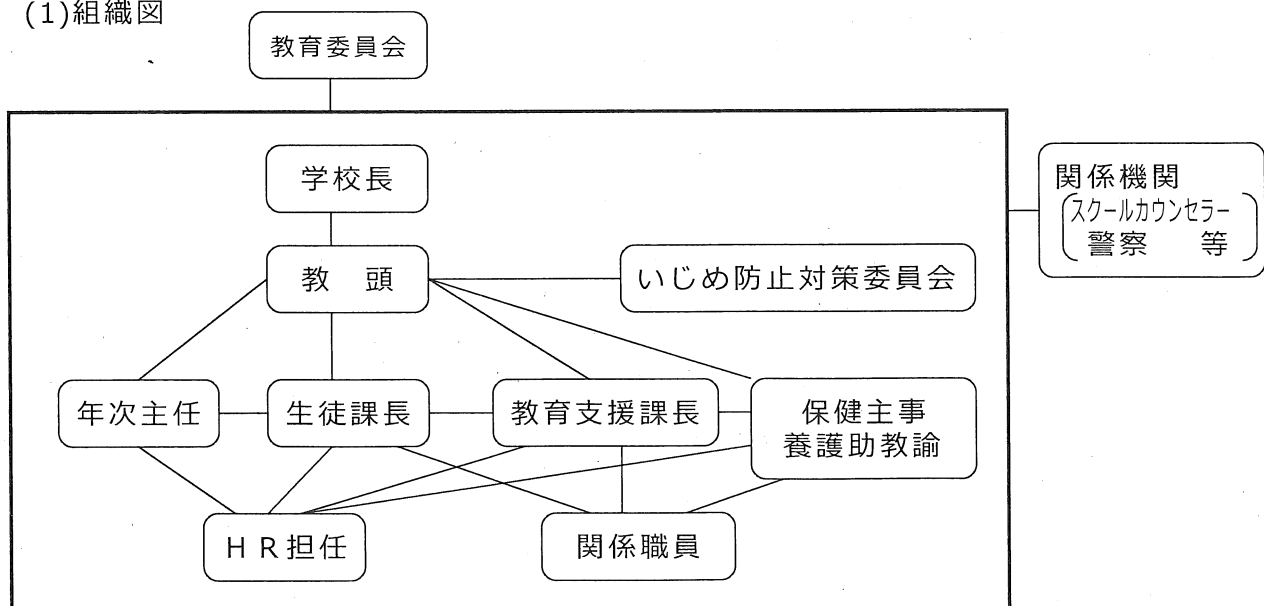
- ①いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- ②いじめは、どの生徒でも加害者にも被害者にもなりうる。全ての生徒に関係する問題である。
- ③教職員の生徒間や指導のあり方が問われる重大な問題である。

(2)いじめの問題への指導指針

- ①いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。
- ②いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分理解できる指導をする。
- ③学校重点目標に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正・評価を行う。
- ④学校の教育活動全体を通じ、生徒の個性に応じた指導をする。
- ⑤【未然防止・早期発見】ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知する。
- ⑥【早期対応】発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ⑦【関係者のケア・再発防止】より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように努め、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ⑧いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、日ごろから、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

4 いじめ防止等の対策のための組織

(1)組織図



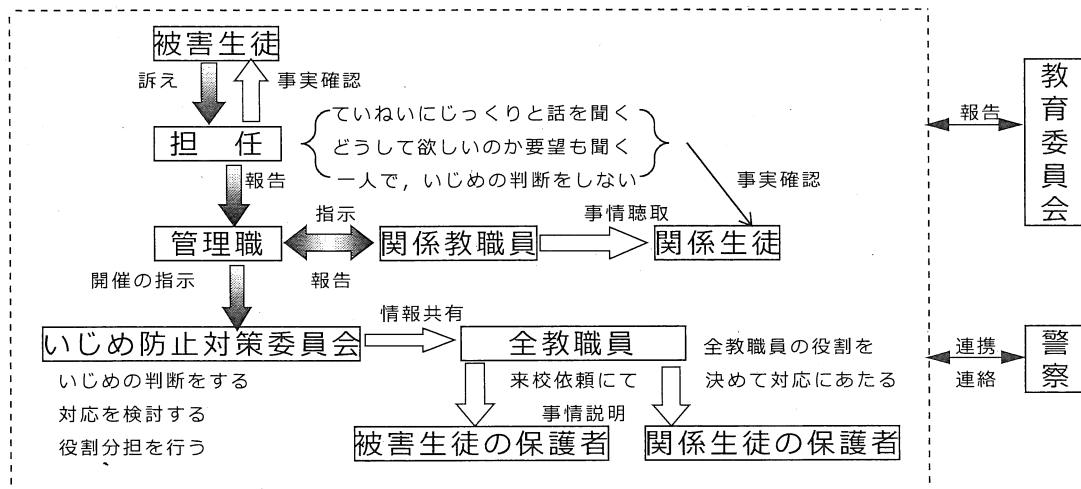
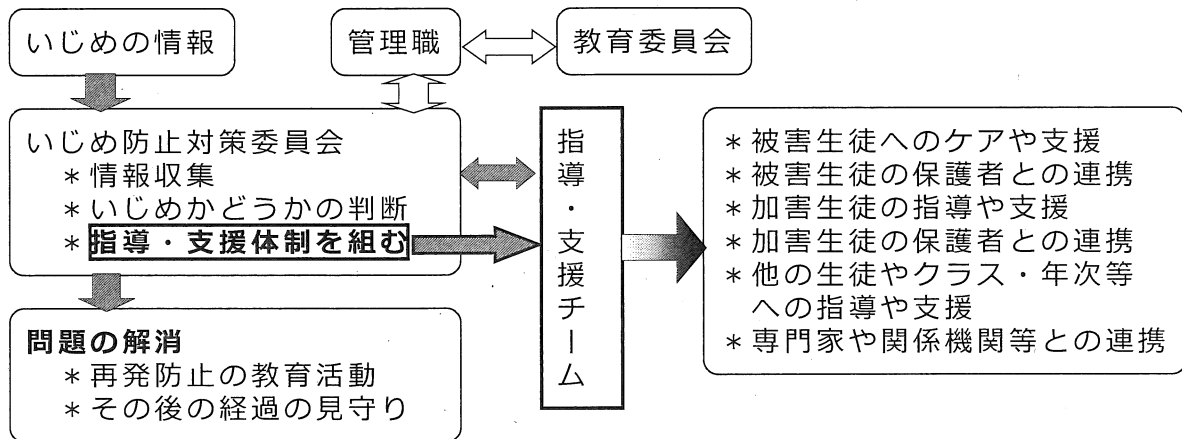
(2) 組織の役割

いじめ防止対策委員会の役割は、指導指針をふまえ、全教職員協力のもと、**未然防止、早期発見・早期対応、被害者・加害者及び関係者のケア、再発防止**である。特に

- ① 生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ② いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ③ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取を行う。

教職員への「いじめ防止基本方針」の周知と確認、研修等を行い、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めるようにする。また、ホームページに掲載し、保護者や地域に情報発信をする。

(3)次図のフローチャートをもとに指導・支援体制を組み、機動的に対応する。



5 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

6 取り組みの評価

- (1) いじめ問題への取り組み等について、学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。
- (2) P D C A サイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取り組み内容や取組方法の見直しを行う。

7 年間計画(案)

	教職員	生徒
4月	学校基本方針の説明 指導体制や指導計画の公表・周知 校内研修 教科担任会	全校集会 個人面談 人権デー
5月	問題行動の共通理解 P T A 総会 教科担任会	
6月	教科担任会	人権 H R 活動
7月	アンケート調査分析 教科担任会	アンケート調査 全校集会 三者面談
8月	1 学期取り組みの点検・評価・改善	三者面談 リーダー研修
9月	教科担任会	全校集会 個人面談 定通連生活体験発表大会 人権 H R 活動
10月	教科担任会	人権 H R 活動
11月	教科担任会	
12月	アンケート調査分析 2 学期取り組みの点検・評価・改善	アンケート調査 全校集会
1月	教科担任会	全校集会 個人面談 修学旅行
2月	教科担任会	
3月	教科担任会 アンケート調査分析 校内研修 1 年間の取り組みの点検・評価・改善と次年度の計画	アンケート調査 携帯電話等安全教室 全校集会